

○旭川工業高等専門学校における文部科学省電子入札システムの運用規程

(平成18. 9. 15 校長裁定)

改正 平成19. 7. 12 平成20. 8. 19

改正 平成23. 6. 13

旭川工業高等専門学校における文部科学省電子入札システムの運用規程

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校(以下「本校」という。)において電子入札により発注する工事及び設計・コンサルティング業務(以下「工事等」という。)については、文部科学省電子入札システムを利用することとし、その運用に関してはこの規程の定めるところによる。

(利用規程)

第2条 本校における文部科学省電子入札システム利用に係る規程については、文部科学省電子入札システム利用規程(発注者用)に準ずる。

(運用基準)

第3条 本校発注の工事等の電子入札に係る事務の運用基準については、文部科学省電子入札運用基準に準ずる。

(官職証明書)

第4条 本校において使用する電子入札システム官職証明書については、旭川工業高等専門学校電子入札システム官職規程によるものとする。

(担当の指定)

第5条 各官職証明書の担当は、次に掲げる者とする。ただし、各担当が都合によりその職務を執行できない場合は、各担当が指名する者に委任しなければならない。

- (1) 契約担当役は、事務部長とする。
- (2) 入札執行・登録者は、総務課長とする。
- (3) 入札立会者は、総務課財務係長とする。

(担当の職務)

第6条 各官職証明書の担当の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 契約担当役は、契約締結を執行する原因となる行為を担当する。
- (2) 入札執行・登録者は、入札の執行に関する行為を担当する。
- (3) 入札立会者は、入札執行の際に立会いを行う行為を担当する。

(適用範囲)

第7条 電子入札システムの適用範囲は、本校における工事等契約のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が250万円以上の工事請負契約の場合
- (2) 予定価格が100万円以上の設計・コンサルティング業務契約の場合。
- (3) 事務部長が必要と認めた場合

(事務及び操作)

第8条 文部科学省電子入札システムに関する事務及び操作については、各担当が指名する者が行うことができるものとする。

(その他)

第9条 その他運用に関する事項に関しては、第2条及び第3条の範囲内で本校において必要に応じ、決定するものとする。

附 則

この規程は、平成18年9月15日から施行する。

附 則（平成19.7.12）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20.8.19）

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成23.6.13）

この規程は、平成23年9月1日から施行する。